

奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、平成二十五年四月一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（平成二十四年三月奈良県訓令第十六号）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

副知事 奥田喜則の担任意務

一 総務部、くらし創造部、産業・雇用振興部、農林部及び会計局に関すること（東アジアとの連携推進、税制、南部東部振興並びに紀伊半島大水害の復旧及び復興に関するものを除く。）。

二 行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会及び収用委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

副知事 松谷幸和の担任意務

一 南部東部振興並びに紀伊半島大水害の復旧及び復興に関すること。

二 県土マネジメント部に関すること。

三 行政委員会のうち収用委員会との連絡調整に関すること。

副知事 前田努の担任意務

一 地域振興部、健康福祉部、医療政策部及び水道局に関すること（南部東部振興並びに紀伊半島大水害の復旧及び復興に関するものを除く。）。

二 行政委員会のうち教育委員会及び選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

三 東アジアとの連携推進及び税制に関すること。